

# 粉体工業功績者表彰規程

一般社団法人日本粉体工業技術協会

第1条 協会は毎年5月の協会定時総会において、法人会員の社員及び従業員の中において粉体及び粉体機器等の研究開発、製造、販売及び粉体関連のエンジニアリング業務に従事し、粉体工業の発展に著しく寄与したと認められるものに対し、その功績をたたえ表彰する。

第2条 表彰は定時総会の当日会長が行う。

第3条 表彰は賞状及び記念品を授与して行う。

第4条 表彰候補者の推薦は、別に定める書式により法人会員の代表者から受けるものとする。

第5条 法人会員代表者からの推薦状の受付期限は、毎年2月10日（厳守）とする。

第6条 表彰候補者は、法人会員代表者からの推薦状をもとに、推薦審査委員会において審査・選考する。

なお、表彰候補者は、次のいずれかに該当するもののうちから選考する。

- (1) 当年3月末日において現在所属している法人会員企業に15年以上勤続しているもの。なお、社名変更、合併、関係会社からの転籍等で勤務の実態が連続している場合は、勤続として通算する。
- (2) 当年3月末日において現在所属している法人会員企業に10年以上勤続しており、且つ第1条に示す業務に20年以上従事しているもの。
- (3) 粉体及び粉体機器に関する改良開発、経営管理の改善向上、事故災害の対策・防止等に関し顕著な功績が第三者から明らかに認められるもの。

第7条 表彰候補者は原則として毎年法人会員1社に1名、毎回の表彰候補者総数は30名を限度とする。

第8条 推薦審査委員会委員長は、表彰候補者の選考結果を2月末日までに会長に報告する。

第9条 会長は前条の報告を理事会に諮り、その承認を得て表彰者を決定する。

(付 則)

この規程の制定・改定は、理事会の承認を得た日から発効する。

(付 記)

平成 8年 9月19日 制定（理事会承認）  
平成23年 5月12日 一部改定（理事会承認）  
平成27年 7月31日 一部改訂（理事会承認）